

表1

例外的給付の対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められる者	基本調査1-7 歩行 「3. できない」 認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス 担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、 指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断す る。
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 起きあがり 「3. できない」 基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または 基本調査3-2 毎日の日課を理解する から 基本調査3-7 場所の理解 のいずれか 「2. できない」 または 基本調査3-8 徘徊 から 基本調査4-15 話がまとまらず会話にならない のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載 されている場合も含む。 基本調査2-2 移動 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助または全介助を必要と する者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と 認められる者	基本調査1-8 立ち上がり 「3. できない」 基本調査2-1 移乗 「3. 一部介助」または「4. 全介助」 認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス 担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、 指定介護予防支援事業者または指定居宅介護支援事業者が判断 する。
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的 に吸引する機能の ものを除く)	次のいずれかにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便 「4. 全介助」 基本調査2-1 移乗 「4. 全介助」